

甘楽町で働く
あなたを応援！

かんら未来人財応援事業

(甘楽町奨学金返還支援助成金交付要綱)

1. 目的

多くの若い人が東京圏や高崎・前橋地域への進学や就職を機会に、そのまま定着してしまう現状があります。人口減少・東京一極集中時代において甘楽町が更なる発展を遂げるためには、若い人による地域活力の向上が不可欠であり、一度甘楽町を離れた若い人たちが、生まれ育った“郷土”甘楽町に戻り、定着していただくことが有効であると考えられます。

そこで、大学等を卒業したばかりの若い人にとって、社会人スタートと同時に背負う大きな負担(負債)となっている奨学金返済を支援することによって、甘楽町へ戻るきっかけを作り、若い人に甘楽町に定着していただくことを目的として当事業を実施します。また、若い人が町内企業に就職することに対して加算等を設け、後押しすることで地域経済の発展も目的としています。

2. 対象となる奨学金

日本国内の大学、短期大学、高等専門学校、専修学校(専門課程)及び大学院(以下「大学等」という。)進学の際に借り入れた(独)日本学生支援機構の奨学金(第1種又は第2種)

3. 助成対象者の要件

次の要件をいずれも満たす人。

- (1) 町内に住所を有し、又は町内企業で就業する人
- (2) 当該年度の4月1日現在で30歳未満であること
- (3) 奨学金の貸与を受けて、その返還を行っていること
- (4) 奨学金の返還に際し、他からの助成を受けていないこと
- (5) 正規雇用により就業し、継続して勤務していること(ただし、公務員は除く。)
- (6) 甘楽町暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員等でないこと
- (7) 町税等の滞納がないこと

※ 令和3年度から対象者を拡充し、すでに奨学金を返済している人も対象になります。

4. 助成金額

当該年度内に返還した奨学金の額の2分の1以内とし、上限額は住所地や勤務先の住所の別により次のとおり。

- (1) 町内に住所を有し、かつ、町内企業で就業する人 12万円
- (2) 町内に住所を有する人 10万円
- (3) 町内企業で就業する人 2万円

※ 助成金は年度ごとに支払い、継続する60月を対象とします。(最長5年)

5. 助成事業の流れ

申請者	町
①大学等卒業後、甘楽町に住所を有し、町内外企業等に就職 または、町外に住所を有し、町内の企業に就職 ②当該年度の4月～9月末日までに申請書を町に提出 ④4月～3月末まで奨学金を返済 ⑤年度内の奨学金の返済が完了したら実績報告書を町に提出 ⑦助成金の請求	③提出された書類（奨学金返還証明書等）に記載された月賦金額をもとに年間返還予定額を算出し、その額の1/2を交付決定して通知 ⑥実績報告書を受けて助成金額を確定して通知 ⑧助成金の支払い

かんら未来人財応援事業 イメージ図

